

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和8年7月6日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第43号

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例（令和８年墨田区条例第６号）の施行期日は、令和８年７月６日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。